

平成30年度

行政監査結果報告書
定期監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

平成31年3月

小野市監査委員

小 監 第 4 5 号

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

小 野 市 長 蓬 萊 務 様
小 野 市 議 会 議 長 前 田 光 教 様
小 野 市 教 育 委 員 会 教 育 長 陰 山 茂 様
小 野 市 農 業 委 員 会 会 長 岸 本 富 生 様

監査委員 藤 原 京

監査委員 久 後 淳



行政監査、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告書の提出に
ついて

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により、標記監査を行
った結果は次のとおりである。

同条第 9 項の規定により報告書を提出する。

目 次

1	監査の種類及び対象	1
2	監査の着眼点及び実施内容	1
3	監査の期間	1
4	監査の実施場所及び日程	2
5	監査の結果	2
	【行政監査】	
	(1) 補助金の交付事務について	3
	【定期監査】	
	(2) ICT推進課	7
	(3) ヒューマンライフG	8
	(4) 健康課	9
	(5) まちづくり課	11
	(6) 議会事務局	12
	(7) 農業委員会事務局	13
	(8) スポーツ振興課	14
	(9) 市立小学校4校（小野、小野東、河合、来住）	15
	【財政援助団体等監査（出資団体監査）】	
	(10) 公益財団法人 小野市都市施設管理協会	17

監 査 報 告 書

1 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

- ・補助金の交付事務について

(2) 地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・ICT推進課
- ・ヒューマンライフG
- ・健康課
- ・まちづくり課
- ・議会事務局
- ・農業委員会事務局
- ・スポーツ振興課
- ・市立小学校4校（小野、小野東、河合、来住）

(3) 地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等に対する監査 （出資団体監査）

- ・公益財団法人 小野市都市施設管理協会

2 監査の着眼点及び実施内容

行政監査においては、平成29年度決算における102件の補助金から19件を抽出し、主管各課から補助金交付に係る関係資料の提出を求め、各補助金が法令等に基づき適正に執行されているか、公益上の必要性は客観的に確認できるか等について、関係職員から説明を聴取し、実績報告書などの関係書類を点検する方法により監査を実施した。

定期監査においては、本年度実施の監査対象課等に対し、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の状況、契約事務、財産の管理等について、関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、これら関係書類等から一部を抽出する方法で監査を実施した。

財政援助団体等監査については、対象施設に赴き、当該団体の職員から説明を聴取し、諸帳簿等を確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理がされているかに重点をおいて監査を実施した。

3 監査の期間 平成30年8月14日から平成31年2月8日まで

4 監査の実施場所及び日程

- ・行政監査

10月 2日 補助金の交付事務について

市民サービス課、子育て支援課、産業創造課、いきいき社会創造課

- ・定期監査

10月30日 ICT推進課、ヒューマンライフG、議会事務局、農業委員会事務局

11月30日 市立小学校（小野、小野東、河合、来住）

12月17日 健康課、まちづくり課、スポーツ振興課

- ・財政援助団体等に対する監査（出資団体監査）

2月 8日 公益財団法人 小野市都市施設管理協会

5 監査の結果

本年度実施した監査対象課等における、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実施状況、契約事務、補助金の交付事務等については、一部指摘事項を除き、概ね良好に処理されているものと認められた。

しかし、一部の事務処理等については、検討改善を望むものであり、以下、各監査の結果は次のとおりである。

【行政監査】

(1) 補助金の交付事務について

1 補助金の概要

補助金とは、地方公共団体が民間団体等に対し、公益上必要がある場合に対価なくして行政上の目的をもって交付される現金的給付のことであり、住民の福祉の向上、環境の保全、教育の向上、地域産業の振興などを支援、奨励するために交付されている。

補助金交付の根拠としては、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、公益上の必要性を認定する者は、「地方公共団体の長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（昭和28年6月29日行政実例）である。

本市の場合、補助金の交付に際し、規則ないしは要綱等に基づき補助事業の手続を明確にしているところである。

平成29年度一般会計の歳出決算額 20,071,794 千円のうち、19 節「負担金補助及び交付金」の決算額は、3,117,546 千円（15.5%）で、うち補助金（負担金、交付金等を除く。）は102 事業、476,875 千円（2.4%）となっている。

なお、補助金の所属別交付状況は、次のとおりである。

補助金交付所属名	補助金交付事業	補助金額（千円）	構成比（%）
総合政策部	8 事業	104,681	22.0
総務部	7 事業	12,959	2.7
市民安全部	6 事業	18,955	4.0
市民福祉部	33 事業	190,872	40.0
地域振興部	22 事業	102,450	21.5
水道部	1 事業	332	0.1
消防本部	3 事業	2,326	0.5
教育委員会	22 事業	44,300	9.3
合計	102 事業	476,875	100.0

2 監査の結果

監査の対象とした19件の補助金は次のとおりである。 (単位：円)

監査対象課	補助金の名称	補助金額
市民サービス課	地域のきずなづくり支援事業補助金	8,150,000
	自治会掲示板設置費補助金	380,000
	小野市国際交流事業補助金(人件費・事務費)	3,293,000
	小野市国際交流事業補助金(多文化共生事業)	972,000
子育て支援課	障害児保育事業補助金	25,725,000
	一時預かり事業補助金	21,384,000
	病児・病後児保育事業補助金	9,137,000
	育児ファミリーサポートセンター利用助成金	939,630
	母親クラブ活動事業補助金	137,000
産業創造課	農業用パイプハウス設置補助金	2,434,000
	小野市担い手育成総合支援協議会補助金	134,000
	経営体育成支援事業補助金	2,902,000
	農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)	3,000,000
	小野市伝統的工芸品等後継者育成事業補助金(金物)	1,800,000
	小野市伝統的工芸品等後継者育成事業補助金(そろばん)	900,000
	商店街にぎわいづくり事業補助金	500,000
いきいき社会創造課	小野市連合PTA活動事業補助金	1,000,000
	小野市文化連盟活動事業補助金	1,900,000
	小野市子ども会連絡協議会活動事業補助金	400,000

上記の補助金の根拠については、次のとおりである。

- ① 規則によるもの 2件
- ② 要綱によるもの 17件

監査の結果、補助金の交付に関する事務は、概ね良好に処理されているものと認められたが、一部の事務処理にあっては不十分なものも見受けられ、以下の問題点等については、今後の検討や改善を望むものである。

(1) 適法性について（規則、要綱等の整備状況）

要綱等に補助金額又は補助金額の算定方法が記されていない補助金があった。

- ・母親クラブ活動事業補助金
- ・担い手育成総合支援協議会補助金
- ・連合PTA活動事業補助金
- ・文化連盟活動事業補助金
- ・子ども会連絡協議会活動事業補助金

(2) 補助金交付団体の自主運営について

今回の監査対象のうち2団体への補助金は、市の補助金交付主管課が補助金交付団体の事務局を担っており、市の職員が預金通帳や印鑑の管理、経理事務を行っている。この2団体の事業は、本市の事業と関わりが深いものであるが、将来的に団体が事務局を自主運営されるよう、補助金交付主管課から指導願いたい。

(3) 実績報告書の記載内容等について

監査対象19件について、全ての団体から実績報告書は提出されていたが、記載内容と添付書類の検討が必要なものがあつた。

- ア 補助金額と同額に、意図的に実績額を合わせて実績報告書を作成していた。消耗品費、使用料などに明確に区分し、実績額には実支出額を記入されたい。(文化連盟活動事業補助金)
- イ 補助金交付の基準は、事業の実施回数によると要綱に定められているが、実績報告書に回数や事業実施の日付が記載されておらず、今後は明記するよう改められたい。(地域のきずなづくり支援事業補助金)
- ウ 添付される決算額と内訳の合計金額は一致していたが、科目ごとに照合できないものであつた。一目して照合できる決算書の提出を求められたい。

(農業次世代人材投資資金)

3 まとめ

今回の監査は、補助金の交付事務について、適法性、公益性、効率性及び有効性の観点から監査を実施したところである。

その結果、補助金の交付申請から完了確認までの一連の事務処理は、概ね適正に処理されていたが、前述のとおり一部改善すべき点が見受けられた。

補助金を支給すると既得権化されやすく、明確な理由がない限り、見直し、減額、廃止は困難な状況となる。長期にわたり補助金を交付している事業については、補助事業を継続する必要があるかどうかを絶えず見直し、補助金支出の適正化を図らねばならない。また、現行の補助金の額が、効果的か否かを検証し、場合によっては増額も検討されたい。

今回監査の対象となった経営体育成支援事業、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）及び伝統的工芸品等後継者育成事業については、結果的に個人（法人）の資産及び財産形成に資するものであり、公金の投入には慎重であるべきものである。そうした意味でも補助の期間を定めているのは当然であるものの、一方で持続可能な人材（事業者）を育むためには、自立を見極めることが重要である。よって補助期間終了後、以降のフォロー等の必要性も検討願いたい。

このように、補助事業が社会・経済情勢の推移、市民ニーズ、行政需要の変化により、公益性や有効性等において当初の補助目的の意義が薄れていないかどうか十分に検討する必要がある。

加えて、補助金交付主管課は、補助金を適正に執行するためにも、事業や制度の必要性を見直すとともに、補助金の使途に対する指導や監督を適切に行う必要がある。

むすびに、補助金は行政の政策目標を達成する重要な手段の一つである。しかしながら、補助金の財源が国費や県費と言えども、その主たる財源は市民の税金であることを特に留意し、常に補助金の公益上の必要性和効果について具体的に精査を行い、その有効性や透明性の確保に一層努められることを望むものである。

また、補助金交付主管課においては、費用対効果を常に意識し、補助金額の増減はもとより、効果が増加する手法等も検討し、補助金予算の効率的な執行に留意されたい。

【定期監査】

(2) ICT推進課

1 事務組織の状況について

ICT推進課は、高度情報化の推進、電子計算処理及び管理、住民情報及び財務会計オンラインの運用及び管理、ネットワークの運用及び管理、パソコンの管理、ホームページ情報発信、電子自治体の推進、情報セキュリティポリシーの運用、ICT活用に関する事務等を担当している。

課長以下5名（嘱託職員1名、臨時職員1名を含む）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、業者の過失による機器故障の弁償金のみで、平成30年8月末における予算現額に対する収入済額は、100%である。

歳出は、情報管理事務費、総合行政ネットワーク管理経費、住民情報システム管理経費、インターネット管理経費、推進事務費、住基・地方税等関係システム整備経費で、平成30年8月末における予算現額に対する支出済額は、33.2%となっている。

3 ICT推進課執務室の管理状況について

委員による現地調査を実施したところ、作業室の金庫扉やキャビネットの前に荷物が置かれ、収納された物品をすぐに取り出せない状況であった。また、ハードディスクやディスプレイの保管は、一見して不用品と再利用可能品を区別できない状況であった。2年に一度、不用品を処分しているとのことではあるが、廃棄回数を増やす、廃棄処分物品置き場を他と区分するなどして、整理を徹底するよう改められたい。

4 データのクラウドへの移行について

あらゆる市政に関するデータを、ICT推進課執務室に設置した大小多数のサーバーに保存し、機器類はICT推進課職員と保守業務委託を締結している企業のSEが一括管理している。そのため、ICT推進課職員には高度な知識が要求されるが、数年で人事異動が行われる状況では人材育成が困難となっているとの説明を受けた。次回の機器更新時には、データをサーバーからクラウドに移すなどを検討し、高度な知識を必要とする業務の軽減を図られたい。

(3) ヒューマンライフG

1 事務組織の状況について

市民安全部のヒューマンライフグループには、いじめ・人権グループと男女共同参画推進グループがあり、いじめ・人権グループは、いじめ等防止活動の推進、青少年の健全育成、人権啓発推進を担当している。男女共同参画推進グループは、男女共同参画の推進を担当している。

事務組織は、部長以下18名（嘱託職員4名、非常勤職員2名、臨時職員1名、非常勤特別職6名を含む）の職員が配属されている。なお、非常勤嘱託員6人については、各地区の人権啓発を担当している。

2 予算の執行状況について

歳入は、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金、人権文化県民運動推進事業補助金、インターネット利用基準作成支援遵守支援事業補助金、人権の花運動委託金、自賠償保険返戻金があり、補助金を収入していないため、平成30年8月末における予算現額に対する収入済額は7.8%である。

歳出は、いじめ対策推進事業費、青少年センター運営費、人権啓発推進事業費、男女共同参画推進事業経費で、平成30年8月末における予算現額に対する支出済額は、41.7%となっている。

3 小野市女性団体連絡協議会について

小野市女性団体連絡協議会は、小野市における各種女性団体が、相互にその立場を尊重しながら、交流、連携して、男女共同参画社会の推進とコミュニティづくりの推進を図ることを目的に設立された。入会要件は「小野市で活躍している女性が中心となって活動する団体」であり、理事会の入会承認を必要とする。なお、営利団体等を入会対象から除いている。

4 心の輪づくり事業について

心の輪づくり事業は、いじめ等の防止意識や人権課題に対するアプローチを、研修を通して地域で考え、広めていくことを目的としており、平成29年度までは「OFAの会」に事業を委託していたが、「OFAの会」は解散した。平成30年度は新たなメンバーで構成される「心の輪」に事業を委託している。構成メンバーが少数である地区もあるため、委託料を効率的に活用する意味でも、地区合同で事業を行うことを検討されたい。

5 人権啓発推進事業について

人権啓発推進事業は、人権教育、人権啓発の推進、人権問題解決のための啓発、調査及び研究を目的としており、人権教育研究協議会と各地区協議会に事業を委託している。委託料は人権教育研究協議会に50万円、小野地区ヒューマンライフ推進協議会に30万円、その他の地区の協議会に20万円ずつを支払っている。各地区の協議会が実施する事業はそれぞれに異なっているため、実施する事業に応じた委託料であることを明確に示せるように、委託金額の算出根拠を検討されたい。

(4) 健康課

1 事務組織の状況について

健康課は、母子保健事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、利用者支援事業(母子保健型)、妊娠子育てサポートセンターの開設及び運営、救急医療対策事業、地域医療、成人保健事業、健康づくりポイント、特定健康診査等、特定保健指導、後期高齢者の健康診査、栄養改善事業、地域保健対策事業、血液対策、感染症予防及び感染症対策活動、予防接種、結核予防、精神衛生の保護義務者、公衆衛生の普及啓発、畜犬及び猫の苦情、犬の登録及び狂犬病予防注射業務、北播磨総合医療センター企業団、病院事業の清算事務、診療報酬返戻、病院事業の未収金の整理と徴収を担当している。

事務組織は、課長以下15名(嘱託職員4名、非常勤職員3名、臨時職員1名を含む)の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、畜犬登録等手数料、未熟児養育事業負担金(国・県)、地域子ども・子育て支援事業補助金(国・県)、母子保健衛生補助金、総合支援事業補助金、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業補助金、健康増進事業費補助金、不育症治療費補助金、在宅ターミナルケア支援事業補助金、町ぐるみ健診個人負担金、健診共同実施負担金、後期高齢者健康診査補助金、北播磨総合医療センター企業団負担金、小野市民病院診療費未収金等であり、平成30年10月末における予算現額に対する収入済額は、50.8%となっている。

歳出のうち一般会計は、保健衛生事務管理費、地域医療対策費、救急医療対策費、保健対策推進費、母子保健事業費、成人保健事業費、町ぐるみ健診事業費、予防管理費、各種予防接種事業費、環境衛生推進費、保健センター管理費、北播

磨総合医療センター運営経費で、平成30年10月末における予算現額に対する支出済額は、48.3%となっている。国保特会では、特定健康診査と特定保健指導経費で支出済額は、46.7%となっている。

3 食生活改善事業について

食生活改善グループ「いずみ会」に委託している事業で、活動内容は2歳児教室で手作りおやつを試食提供、男性の料理教室、親子料理教室等の開催である。構成会員の年齢には偏りが見られ、会員の多くは比較的時間にゆとりのある60、70歳代である。

継続的に事業に取り組む上で、後継者となる世代の会員加入は不可欠であるため、「いずみ会」には会の周知をさらに徹底し、会員募集に注力するよう助言されたい。

4 保健師の確保について

現在、健康課に配置されている保健師は7名（正規4名、嘱託2名、非常勤1名）である。このうち、妊娠子育てサポートセンターに配置される1名を除いた6名という小野市の保健師数は、「平成30年度兵庫県内保健師設置数」によると、保健師1人あたり人口が北播磨圏域の他市と比較して最も多くなっており（小野市8,157人、加東市5,722人、三木市5,579人、西脇市5,124人、加西市4,947人）、保健師にかかる負担が大きいことを示している。

高度な知識を要する専門職であり、人材の確保は困難なこととは思われるが、市民に対するサービスの質と量を低下させないためにも、必要な人員を確保するとともに、正規職員の配置に努められたい。

5 小野市民病院清算事業会計に係る未収金の状況について

この未収金は、平成25年9月に廃院となった小野市民病院における診療費の未収金を引き継いだものである。当初は12,065千円であった未収金が、平成29年度には5,029千円と、58.3%減少した。平成30年度においても、連帯保証人に対する給与差押を実施する等、未収金のさらなる減少に努めている。残る未収金の徴収については、より困難さが増すことと予想されるが、今後も鋭意努力されたい。

(5) まちづくり課

1 事務組織の状況について

まちづくり課は、地域振興部の庶務、公共施設の設計、市営住宅、住宅資金貸付金の償還、都市計画、公園管理、土地区画整理事業等を担当している。

事務組織は、総務・住宅係、都市整備係、建築係の3係であり、課長以下22名（嘱託職員2名、非常勤職員3名、臨時職員1名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入の主なものは、公園使用料、住宅使用料、防衛施設周辺整備民生安定事業補助金、ブロック塀等撤去補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、耐震改修等事業補助金、街路樹維持管理業務委託金、住宅資金貸付金元利収入、住宅退去費用負担金、市営住宅共益費、市債等であり、平成30年10月末における予算現額に対する収入済額は13.4%となっている。

歳出の主なものは、浄谷黒川多目的運動広場整備事業費、道路維持補修費、都市計画管理経費、建築管理費、屋外広告物許認可事業費、公園維持管理費、全市公園化推進事業費、全市公園化事業費、市営住宅管理経費、市営住宅維持補修費、住宅資金貸付償還費等であり、平成30年10月末における予算現額に対する支出済額は22.9%となっている。

3 危険ブロック塀等撤去支援事業について

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震によって、ブロック塀が倒壊し、通行者が亡くなられたことを受け、補正予算措置により実施している事業である。施行は11月1日からであるが、6月18日まで遡って撤去済みのブロック塀等の撤去費用に対しても補助金の交付対象としている。

各学校が通学路の危険ブロック塀等の所有者に当該補助金のチラシを配布する等、全庁的な取り組みにより、施行日から定期監査を実施した12月17日までの約1カ月半の間に26件もの申請があり、事業の周知が行き届いていると評価できる。事業期間は平成31年3月末までであるので、それまでの間、相談や申請を円滑に受け付けし、事業施行の効果を高められたい。

4 市営住宅使用料の未収金について

市営住宅使用料の未収金は、平成29年度末で4,230千円であり、前年度4,503千円に対し273千円(6.1%)の減少となっている。また、住宅改修資金貸付金の

未収金は、平成29年度末で12,199千円であり、前年度12,678千円に対し479千円(3.8%)の減少となっている。

これについては、高額・長期滞納者対策として呼び出し面談を実施する等、徴収に関して鋭意努力した結果の表れであると考えられる。

今後とも、不公平が生じることのないよう、未収金の減少に努力されたい。

(6) 議会事務局

1 事務組織の状況について

議会事務局は、市議会の庶務及び財務、市議会の議事に関する事務等を担当している。

事務局長以下5名(嘱託職員1名、非常勤職員1名を含む)の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入はなし。歳出は議会費のみで、平成30年8月末における予算現額に対する支出済額は、46.8%となっている。

3 議会調査研究活動について

平成28年度限りで廃止された政務活動費に代わり、議会の調査研究に必要な視察、研修、外部講師招聘による勉強会の開催、図書を購入を執行する事業である。年額一括前払い方式で交付していた政務活動費と異なり、議会調査研究活動費はその都度議会の承認を得て執行される。また、調査研究の内容については、報告が義務付けられているため、議員間で情報が共有される。

なお、視察や研修による経費は、小野市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき支給されており、加算支給等はない。

4 視察受入れ件数について

平成30年度は8月末時点で17件の視察があり、前年度同時期より12件増加している。視察の目的の主なもの、行政経営の取組、小中一貫教育の実施成果や課題等であるが、本年度は3月に竣工した学校給食センターの視察も件数の増加要因となっている。

視察件数が増加すれば、視察受入体制が整っている自治体と認知され、視察申込みの呼び水となっているとの説明であったが、現在作成中の視察用おもてなし

観光ガイドブックを始め、今後も新たなアプローチをもって視察を受入れていただきたい。

5 書類の管理について

議員から提出のあった視察報告書において、事務局による收受印の押印や日付の記入が漏れている書類があった。議員派遣報告書の提出は、研修終了後2週間以内とガイドラインに定められているので、收受した日付の管理を徹底するよう改められたい。

(7) 農業委員会事務局

1 事務組織の状況について

農業委員会事務局は、委員会の運営、農地移動転用及び賃貸借の解約、農業振興対策、農業者年金、農家台帳の補正・補完等整備事務、農業経営基盤強化促進事業の推進、国有農地等開拓財産に関する事務等を担当している。

事務局長以下4人（嘱託職員1人、臨時職員1人を含む）の職員が配属されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、耕作証明手数料等、農業委員会費負担金、機構集積支援事業補助金、農業者年金委託手数料等であり、歳入の多くを占める農業委員会費負担金が未収入であることから、平成30年8月末における予算現額に対する収入済額は、3.2%となっている。

歳出は、委員会運営経費、事務局管理費、農業者年金業務費、農地調整費で、平成30年8月末における予算現額に対する支出済額は、40.3%となっている。

3 農地利用最適化推進委員について

農業委員会法の改正に伴い、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられ、本年度4月20日から、農業委員8名と農地利用最適化推進委員15名の新体制に移行している。

現状では農地利用最適化推進委員は農業委員と同等の業務を担っており、両委員の役割分担を順次進めるとの事務局の認識だが、本来の趣旨に沿って農地利用最適化推進委員の役割を定め、農地利用の最適化を一層推進されることを望むものである。

4 農業委員会規程について

農業委員会規程の第8条、所掌事務の第4号に、「自作農維持創設資金貸付事務に関すること。」と記載されているが、自作農維持創設資金貸付は自作農維持資金融通法に基づく農林漁業金融公庫からの貸付制度であり、自作農維持資金融通法自体が平成13年に廃止となっているので、所掌事務を整理されたい。

5 交際費の支出基準について

交際費として30千円を予算に計上しているが、「北播磨管内の会長死亡時に弔電費用等として使用する」と内規にあるのみで、支出金額の基準を明文化していない。早急に支出金額の基準を策定されたい。

6 農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）について

農地情報公開システムは、農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めるため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を、電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステムであり、平成27年4月から稼働している。現時点では、農振農用地の確定情報は3分の1程度しか反映されていないので、所管課の産業創造課と連携し、同課から情報を得ながら改善を図り、今後も定期的な地図等更新業務を執行するとともに、関係業務に幅広く活用されたい。

(8) スポーツ振興課

1 事務組織の状況について

スポーツ振興課は、学校体育、学校保健、社会体育、食育、総合体育館、匠台公園体育館、運動広場に関する事務等を担当している。

事務組織は、課長以下6名（嘱託職員1名、非常勤職員1名を含む）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、日本スポーツ振興センター災害共済負担金、大池総合公園・榊公園・総合体育館公園・匠台公園体育館・河合運動広場使用料、総合体育館喫茶室使用料、自動販売機・電柱敷地使用料、中学校部活動指導員配置事業補助金、電気使用料等実費弁償金、アルゴスイミングスクール受講料、各種大会参加者負担金で

あり、平成30年10月末における予算現額に対する収入済額は、51.0%となっている。

歳出は、大池総合公園・榊公園維持管理費、保健体育管理費、学校保健推進事業費、児童生徒検診費、学校体育振興研究費、学校体育推進事業費、生涯スポーツ振興費、社会体育推進費、体育施設管理費、総合体育館管理費、匠台体育館管理費、河合運動広場管理費、浄谷野球場管理費であり、平成30年10月末における予算現額に対する支出済額は、47.6%となっている。

3 施設使用料について

スポーツ振興課は、所管する総合体育館、匠台公園体育館、河合運動広場、大池総合公園、榊公園の管理運営を都市施設管理協会に委託している。それら施設の利用料も、市へ納入されるまでは都市施設管理協会が収納・管理しているが、スポーツ振興課の職員は当該協会の出納帳や現金を確認していない。

公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条では、委託側（スポーツ振興課）による経理の実地調査が認められているので、委託している事業であっても定期的に帳簿等を実査するよう改められたい。

4 体育施設の老朽化について

平成4年にオープンした総合体育館は、本年度で築26年となり、老朽化による不具合が生じている。そのため、前年度に現況調査を実施し、施設の長寿命化に向け、計画的に改修を進めているところである。

本年度は、プール可動屋根の修繕と中央監視盤の更新を実施しているが、どちらの施工とも1社随意契約となっている。修理や更新について、最も当該設備等に精通している事業者を契約の相手方とする理由は理解できるが、他事業者からの提案を募るなど、費用対効果を念頭に置いて長寿命化に取り組まれたい。

(9) 市立小学校4校（小野、小野東、河合、来住）

1 予算の執行状況について

歳出の小学校管理費については、教育委員会が直接執行する委託料と、追加配当するために配当保留しているもの（財政課配当保留を含む）を除いて、年度当初に各校に予算を配当している。平成30年9月末現在の予算現額に対する支出済額は、小野小学校 51.5%、小野東小学校 51.9%、河合小学校 42.7%、来住小学校 58.2%である。

2 学校備品の管理について

全ての学校において、故障のため緊急に買い替える必要がある場合等を除き、学校備品の購入は、配当予算の範囲内で計画的に執行している。一方、備品の廃棄処分については、計画を立てていない学校が見受けられた。地上デジタル波に対応していないテレビが存在する等、処分すべき備品は処分手数料を予算措置し、順次処分されたい。

また、各備品の所在については、各校とも備品一覧表等をもとに確認しているが、所在が不明なものは一層の明確化に努められたい。

3 焼却炉の処分について

今回監査を実施した4校のうち2校について、運動場の隅に使用していない焼却炉が存在した。うち1校の焼却炉は、高い煙突を有する金属製のもので、すでに錆が散見される状態であった。このまま放置し、万が一倒壊すれば、児童に危険が及ぶ可能性があるため、速やかに解体撤去等を検討されたい。

4 電気使用料について

市内全校に空調設備を導入したことにより、児童や生徒にとって良好な学習環境が用意されたと言えるが、最大需用電力値（デマンド値）が上昇すると、以降1年間の基本料金が増額され、電気料金が配当予算を超過することもあり得る。そのため、各校においては、空調設備の使用開始時間を調整し、また、デマンド監視システムが警報を発した場合には、一部の空調を停止させる等の対策を講じている。しかし、次年度も本年度同様の猛暑となることが考えられるため、児童と教員の健康管理にも十分留意のうえ運用されたい。

5 修繕料と営繕工事費について

今回監査を実施した4校のうち、大規模改修を経て間もない小野東小学校を除く3校について、校舎やプール等に老朽化の問題が見受けられた。特に竣工から30年が経過する小野小学校は損耗が著しく、各所に不具合が散見されている。

修繕が広範囲に及ぶ屋根や床、校舎周辺の路面などは、学校に配当された修繕料では賄いきれないため、別途営繕工事費を予算措置する等により改修を実施し、児童が安全な学校生活を送れるよう配慮することを望みたい。

6 学校徴収金と学校受託金の取扱いについて

学校徴収金は保護者が負担する私費であり、公金ではないため、その内容や使

途の適法性について監査の対象とはならない。しかし、学校が教育委員会から受託している事業もあり、今回監査を実施した4校で、学校徴収金や受託金に係る帳簿または領収書の管理等について調査し、その内容について聴取も行った。

その結果、学校徴収金については、4校とも収支決定の書類が作成されておらず、担当者と支出決定者が不明であった。また、領収書に学校側の担当者あるいは責任者による確認日の記載や、確認印の押印がなく、収支を確認した事実を書類から読み取ることができなかった。その他、業者から請求書を収受していたにも関わらず、直接支払とせず立替払いとしていたケースもあった。

学校が受託した事業については、教育委員会が委託したものであれば教育委員会に、社会福祉協議会が委託したものであれば社会福祉協議会に、当該事業の収支を学校から報告することになる。委託者から収支に関する資料の提示を求められた場合に備え、現在取り組まれている帳簿や伝票の整理はもとより、伝票類の確認行為にも注意を払われたい。

また、一部の学校では、通帳を帳簿の代用としているため、一事業で複数の口座を開設している例があった。管理上の観点から、同一の事業であれば口座は一つとし、帳簿を別途作成して整理するべきと考える。

【財政援助団体等監査（出資団体監査）】

(10) 公益財団法人 小野市都市施設管理協会

1 都市施設管理協会の概要

(1) 設立目的等

都市施設管理協会は、市民サービスの向上、市民福祉の増進及び教育文化の向上に寄与することを目的として、平成3年3月28日兵庫県の認可を受け、平成3年4月1日に設立された。道路及び緑地の保全並びに緑化事業の推進をはじめ、スポーツの振興と市民の健康増進及び郷土の歴史に関する事業を展開してきた。その後、平成25年4月から公益財団法人として新たにスタートし、平成26年度から5年間、白雲谷温泉ゆびかや小野市総合体育館をはじめ、市内都市公園・一般公園施設等の管理運営について、指定管理者として指定を受けている。

都市施設管理協会の資本金は、設立当初から小野市からの出資金 105,000 千円であり、その後も増減はない。

(2) 組織（平成30年10月1日現在）

都市施設管理協会には、理事長1名、常務理事1名、理事4名、監事2名の役員が置かれている。役員は評議員の選任により構成され、現在の理事長は小野市の副市長、事務局長を兼務する常務理事には小野市の参事が選任されている。

事務組織としては、総務係、業務係、（総合体育館・匠台公園）体育施設管理係・体育指導係、白雲谷温泉管理運営係があり、事務局長以下47名（内訳は、市職員2名、協会職員5名、嘱託職員30名、臨時職員10名）が配置されている。

(3) 事業の内容

- ア 都市公園施設・スポーツ施設等公の施設の管理運営の受託
- イ 道路及び緑化推進に関する事業
- ウ 指定管理者制度に基づく「白雲谷温泉ゆぴか」の管理運営

2 経理事務について

出納簿の現金預金について、白雲谷温泉ゆぴかの金額を別に集計している。同じ都市施設管理協会の会計であるので、全体の出納簿を作成し、その補助簿としてゆぴか分を管理していただきたい。

また、特定資産に運用財産引当資産を計上しているが、会計規程には同資産に関する記載がなかった。資産の内容としては運転資金であるとの説明であったが、積立や運用の明確な取り決めを設けておらず、今後も特定資産として計上するのであれば、それらを整理したうえで取り扱われたい。

3 備品の管理について

市から貸与を受けている備品を有しているが、数年に1度の割合でしか現物を確認していない。少なくとも1年に1回は台帳との照合を実施するよう、管理体制を改められたい。また、備品の区分にあてはまらない物品が台帳に記載されているので、市と協議し、台帳を精査されたい。

4 匠台公園体育館の会議室について

匠台公園体育館の会議室は、現在トレーニング室の別室として供用している。しかし、匠台公園体育館の設置及び管理に関する条例には会議室が明記されているため、スポーツ振興課と協議のうえ、条例を現状に則したものに改められたい。